

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案について

1 改正の趣旨

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第44号）の一部の施行に伴い、装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第2条第4項に規定する装備移転をいう。）の対象となる船舶（水陸両用車両を含む。以下「装備移転船舶」という。）は、防衛大臣が定める装備移転船舶の堪航性及び安全性を確保するために必要な技術上の基準に適合するかどうかについて同大臣の検査を受け、合格した装備移転船舶でなければ航行の用に供してはならないとされたことから、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 自衛隊法第111条の3の規定に基づく防衛大臣の検査（以下「検査」という。）の種類を規定する。（第88条の2の2関係）
- (2) 検査の対象となる装備移転船舶の指定に係る手続を規定する。（第88条の2の3関係）
- (3) 装備移転船舶の基本設計検査に係る手続を規定する。（第88条の2の4及び第88条の2の5関係）
- (4) 装備移転船舶の船舶検査に係る手続を規定する。（第88条の2の6関係）
- (5) 装備移転船舶の臨時航行検査に係る手続を規定する。（第88条の2の7関係）
- (6) 装備移転船舶の外国政府への引渡しが完了した際の手続を規定する。（第88条の2の8関係）

3 施行期日

令和7年10月1日